

(2) 入会権

1 集落住民の入会権につき、財産管理を目的とする区が明治期に成立した以後は、共有としての性質を喪失し、地役権としての性質を有するものとして存続した後、入会地の使用収益をする者の消滅に伴い、時効により消滅したと認定された事例

山口地裁岩国支判 平成15年3月28日

広島高判 平成17年10月20日 判タ1226-41

<事案の概要>

P県K村は明治22年に成立したが、そこに属するA集落は約100世帯からなり、江戸期以来、世帯主を構成員とする村落共同体としての「A組」が結成され、K村の成立とともに、A組が所有する財産（山林）を管理するため、同じくA集落の世帯主を構成員とする「A区」が設立された。

他方、B（電力会社）は、K村を含む区域において原子力発電所建設を計画し、平成10年9月から発電所用地の取得に着手したが、取得すべき発電所用地中に、A組名義の土地が含まれていた。

A組名義の土地については、平成10年12月に所有者錯誤を原因としてA区代表者区長Y名義に所有権移転登記がなされ、同日、A区役員会決議を経て、YからBに交換を原因とする所有権移転登記がなされた。

A集落の住民Xらは、本件土地はA集落の住民の入会地であるから、その処分には集落住民全員の同意が必要であるのに、B—Y間の交換契約は全員の同意を得ておらず無効であると主張して、Yに対し入会権の確認を請求し、Bに対し、本件土地への立入り、立木伐採、現状変更の禁止及び所有権移転登記の抹消登記手続を請求する訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審は、Xらの請求中、Bに対する本件土地への立入り、立木伐採、現状変更の禁止を求める請求を認容したが、控訴審は、次のように述べて、Xらの請求を全て斥けた。

本件土地については、明治期のA区成立以前は、A集落住民が共有の性質を有する入会権を有していたものと認められる。

A区設立のときに、本件土地を含むA集落の土地を所有し、管理処分する権能はA区に帰属したと解するのが相当である。A区成立によりA集落の土地の所有権がA区に帰属した以上、A集落住民の有していた入会権は共有の性質を有する入会権から、共有の成立を有しない地役権の性質を有する入会権へと変化した。

遅くとも昭和50年までは本件土地を含む入会地を使用収益する者はいなくなっていたから、A集落住民が有していた地役権の性質を有する入会権は現在では時効により消滅した。したがって、入会権を根拠とするXらの請求は理由がない。

A区は本件土地の登記名義人であったA組とは同一の主体であり、その法的性格は権利能力なき社団と解される。その所有財産の管理処分の方法は、規約や慣行等によると解するのが相当であり、A区においては役員会の決議によることが慣行であったことが認められることから、B—Y間の本件土地交換契約は有効である。